

損保ジャパン・コモディティ ファンド

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／その他資産(商品先物) 【設定日】 2007年8月13日

【決算日】 原則5月24日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	2,227円
純資産総額	5.61億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

純資産比	
損保ジャパン・コモディティ マザーファンド	97.03%
コール・ローン等	2.97%

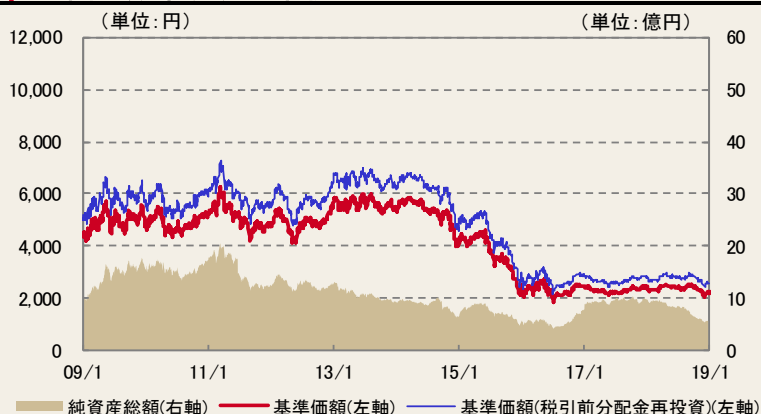
期間別騰落率

当ファンド	
過去1ヵ月間	3.29%
過去3ヵ月間	-8.28%
過去6ヵ月間	-8.32%
過去1年間	-7.56%
過去3年間	-8.24%
過去5年間	-59.09%
設定来	-74.09%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。
 ※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2009/01/30～2019/01/31



■ 純資産総額(右軸) ■ 基準価額(左軸) ■ 基準価額(税引前分配金再投資)(左軸)

※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。
 ※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。
 ※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。
 ※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。
 ※ 2016年8月24日付でマザーファンドの投資対象を「ドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)の騰落率に概ね連動するユーロ円債」から「リクソーETF コモディティーズ トムソン・ロイター／コアコモディティ CRB トータルリターン」へ変更しました。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2014年05月	0円
2015年05月	0円
2016年05月	0円
2017年05月	0円
2018年05月	0円
設定来累計	2,000円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率(マザーファンド)

純資産比	
投資証券等	95.36%
コール・ローン等	4.64%

組入上位10銘柄(マザーファンド)

銘柄名	通貨	純資産比
1 LYX ETF TH-REUTERS CORECOMMODITY	ユーロ	95.4%
2 -	-	-
3 -	-	-
4 -	-	-
5 -	-	-
6 -	-	-
7 -	-	-
8 -	-	-
9 -	-	-
10 -	-	-
組入銘柄数		1銘柄

損保ジャパン・コモディティ ファンド

<ご参考>

商品指数 2007/08/13~2019/01/31



※ 設定時2007年8月13日を10,000として指数化しています。
 ※ 2016年8月23日まではドイツ銀行グループ商品指数(円建て為替ヘッジなし)を、2016年8月24日からはCRB指数(円建て為替ヘッジなし)を指数化しています。

出所: Bloomberg

米ドル/円 為替レート 2007/08/13~2019/01/31



※ 為替レートはロイターを使用しています。

出所: Bloomberg

CRB指数を構成する主な商品とCRB指数の騰落率(ドルベース)

	過去1か月間	過去3か月間	過去6か月間	過去1年間	過去3年間	過去5年間
原油	21.56%	-18.06%	-22.67%	-15.92%	63.25%	-44.79%
大豆	5.98%	10.50%	5.26%	-7.92%	6.14%	-27.76%
とうもろこし	1.80%	4.52%	3.81%	5.46%	4.31%	-12.05%
銅	3.75%	3.89%	-0.88%	-13.22%	34.90%	-14.23%
アルミニウム	3.13%	-2.92%	-8.81%	-13.48%	26.16%	10.44%
金	2.55%	6.90%	7.25%	-1.91%	17.42%	5.45%
CRB指数	5.89%	-5.50%	-6.92%	-7.21%	12.83%	-34.19%

※ 騰落率は、月末の基準価額に反映されているものと同じ日付(月末最終営業日の前営業日)の値を用いて計算しています。
 ※ CRB指数は上記以外を含む19種類の商品先物で構成されています。

出所: Bloomberg

商品市況コメント

1月のCRB指数は5.89%と上昇しました。

原油は、米中協議による貿易摩擦緩和への期待や、1月からOPEC(石油輸出国機構)主導で実施されている協調減産効果への期待などから21.56%上昇しました。さらに、米政府がベネズエラ国営石油会社を制裁対象に指定すると発表したことで供給不安が強まったことなども相場を押し上げました。

金は2.55%上昇しました。月末にかけてドル安が進んだことや、月末のFOMC(米連邦公開市場委員会)で市場予想通り政策金利を据え置き、また今年の追加利上げについても慎重な姿勢を示したことなどから、金を買われました。

銅は3.75%、アルミニウムは3.13%上昇しました。米中貿易協議の進展や中国の景気刺激策の実施などが好感されました。

大豆は、南米の天候不良により収穫高の低下が懸念されたことなどをを受けて5.98%上昇しました。

「トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数(トータルリターン)※について」

※「CRB指数」という場合があります。

トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数(トータルリターン)は、トムソン・ロイター社により開発、算出および公表されている、商品指数であり、取引所で取引される商品先物契約(ロング・ポジションのみ)のバスケットです。コモディティに対して幅広い投資機会を提供するため、同指数は様々なコモディティのセクターで構成されています。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はトムソン・ロイター社に帰属します。また、トムソン・ロイター社は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

損保ジャパン・コモディティ ファンド

Ⅰ ファンドの特色

- 1 商品（コモディティ）市況を表す「トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数（トータルリターン）※」に概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ 以下「CRB指数」という場合があります。

トムソン・ロイター・コアコモディティ・CRB指数（トータルリターン）とは？

- トムソン・ロイター社が算出する商品指数です。
- 経済活動において重要と考えられる19種類の商品先物により現状構成されています。

- 2 商品（コモディティ）を実質的な投資対象とし、CRB指数に概ね連動する投資成果を目指す外貨建ての上場投資信託証券（ETF）を主要投資対象とします。

- 当ファンドが投資する上場投資信託証券（ETF）（以下「ETF」といいます。）は、リクソー・インターナショナル・アセット・マネジメントによって発行・運営されています。
- ETFはCRB指数に概ね連動する投資成果を目指しますが、運用に係る取引コストの発生や需給の動向による市場価格の変動、信用リスクの顕在化等により、ETFとCRB指数の値動きは必ずしも一致するものではありません。
- また、当ファンドはETFに投資を行うことで、CRB指数に概ね連動する投資成果を目指しますが、上記の他に、当ファンドの資金流出入とETFを売買するタイミングの違いや、売買委託手数料・運用管理費用（信託報酬）・監査費用をファンドから負担すること等により、当ファンドの基準価額とCRB指数の値動きは必ずしも一致するものではありません。

- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 当ファンドは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。

Ⅱ 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 銘柄集中投資リスク

当ファンドは、特定のETFを高位に組入れるため、複数銘柄に分散投資を行う他ファンドと比べて十分な分散投資効果が得られず、当該ETFの価格変動及び信用状況等が当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼします。

◆ 価格変動リスク

当ファンドは、CRB指数の騰落率に概ね連動するETFを主要投資対象とします。CRB指数は、指数を構成する商品先物の価格、為替、金利の変動の影響を受けます。この指数が下落すると、ETFの価格も下落することになり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

ETFの価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れているETFの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の債務不履行等が発生した場合等は、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

ファンドが実質的な主要投資対象とするETFは、トータルリターンスワップ取引を利用します。スワップ取引の取引相手の倒産や契約不履行等の場合は、取引を決済するための反対売買ができないことや、不利な条件での取引となることがあり、その結果損失が発生し、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

損保ジャパン・コモディティ ファンド

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ◆ 当ファンドは、CRB指数に概ね連動するETFを実質的な主要投資対象としますが、ETFの組入比率や、評価価格と実際の売買価格との差、売買タイミング、ETFに関する費用等により、ファンドの運用成績は、指数を下回る場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込不可日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク・マーカンタイル取引所、NYSE Euronextパリ証券取引所、スイス証券取引所の休業日（各取引所の半日休業日を含みます。）および各取引所の休業日の前営業日 ・ フランスの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）および休業日の前営業日 ・ フランスの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）が連続する場合は、当該期間開始日より7営業日前までの期間
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、実質的な主要投資対象とするETFの申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2021年5月24日まで（設定日 2007年8月13日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回る事となった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、当ファンドが実質的に主要投資対象とするETFが存続しないこととなったとき、対象指数が改廃となったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則5月24日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	委託会社のホームページ（ http://www.sjnk-am.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめ申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

損保ジャパン・コモディティ ファンド

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	● ファンドの運用管理費用（信託報酬） ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.918% (税抜0.85%) を乗じた額です。 運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	年率0.30%（税抜） ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.50%（税抜） 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.05%（税抜） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	● 実質的な主要投資対象とするETFの信託報酬等 年率0.35%程度	マザーファンドを通じて実質的に主要投資対象とするETFの運用の対価、管理報酬等
	● 実質的な運用管理費用（信託報酬） ファンドの純資産総額に対して 概ね1.268% (税込・年率) 程度 となります。 ※ ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率0.918%（税抜0.85%）に実質的な主要投資対象とするETFの信託報酬等（年率0.35%）を加算しております。ETFの組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00216%（税抜0.002%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用 ^{※1} 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、ETF内における取引コスト ^{※2} 、信託財産に関する租税等 ※1 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※2 相場環境によって当該取引コストは変動します（2017年は概ね年間0.27%程度）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 ● ETF内における取引コスト： 指数に連動するポートフォリオを維持するための費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

損保ジャパン・コモディティ ファンド

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号 : 0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社)
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○				
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○		○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	※3
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
ドイツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第117号	○		○	○	※3
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○	
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○				
SMB C 日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
東海東京証券株式会社 (東海東京SMAにおいてのみのお取扱 いとなります)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○				
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○				※3
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○				
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	※3
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。